



国政参復第45号一2

平成21年6月9日

社団法人 全国通運連盟

理事長 安原敬裕 殿

国土交通省政策統括官付

参事官（複合物流） 志村 務



### 危険品の運送について

去る5月19日、JR貨物（株）のコンテナにおいて、鉄道利用運送中、危険品であるホルマリン（水溶液）がコンテナから漏洩するという事故が発生いたしました。本件は、ホルマリンが入った容器の充填口のキャップの締め付けが不十分だったことから、コンテナより漏洩したものであります。また、コンテナ本体へ危険品である旨の表示を行わなかったことも判明しております。

危険品であるホルマリンの運送に当たっては、「毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）」により、容器・被包の使用、積載の態様、運搬方法、荷送人の通知義務について厳しく規制されているところです。

つきましては、貴連盟におかれましては、会員事業者に対し、ホルマリンを含む危険品運送に係る作業手順の総点検（荷送人に対し適切な荷造りを求めるとともに自ら漏洩の有無等の確認を行うこと、コンテナ本体への表示及び運送人に対する通知を確実にを行うこと、従業員に対する作業手順の周知徹底等）を実施し、同種事案の再発防止に努めるよう周知方よろしくお取り計らい願います。